

BWI からの報告書における指摘に対する現状認識について

2019年6月17日

2019年7月31日更新

独立行政法人日本スポーツ振興センター

今般¹、国際建設林業労働組合連盟（以下「BWI」という。）より、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）、東京都及び独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）の三者（以下、単に「三者」という。）に対して、オリンピック関連施設の建設現場における労働環境に関する報告書が送付されたところです。

当該報告書には、JSC、あるいは、新国立競技場の建設現場に対して具体的に指摘している部分もあることから、受注者にも照会するとともに、BWIにも詳細情報を確認しているところですが、このことに関する JSC の現状認識は以下のとおりです。

1. JSC 及び新国立競技場の建設現場への指摘に対する現状認識について

（連続 26 日勤務との指摘について）

- 報告書では、連続 26 日働いた労働者がいたと指摘しています。
- まず、現場に入場する専門工事業者の作業員の労働日数について、個々の労務管理は、各事業者において、法令に基づいて適切に対応するものです。
- 新国立競技場の建設現場は、原則日曜日を休業日としており、当現場において連続での 26 日勤務は考えられません。周辺環境に配慮した粉塵対策の一環で散水等を行う事業者が日曜日に入場することはありますが、受注者による当該事業者の作業員の入退出記録の確認では、当現場において 26 日連続して勤務している実態はありませんでした。

（照度不足での作業による怪我との指摘について）

- 報告書では、新国立競技場で照度不足のために事故が起こったと指摘しています。
- 受注者からは、新国立競技場の建設現場において照度不足のために事故が発生したという事象の報告は受けておりません。また、受注者においても各事業者から同様の事象が発生した事実の報告を受けておりません。
- 工事の完了検査時に仮設照明は順次撤去しておりますが、当該検査後に点検又は手直し等で当該場所に立ち入る際は、各事業者において目的や場所の特性に応じて、安全性・作業性等を考慮した照明を確保し作業することとなります。
- 受注者からの災害報告のうち、該当すると思われる怪我（報道による「足を 6

¹ JSC が BWI 関係者からのメールの受信を確認したのは 2019 年 5 月 15 日。当該メールには、同月 8 日付けの書簡及び報告書が添付されており、同月 14 日（ジュネーブ現地時間）に組織委員会、東京都、JSC の三者に送信されている。

針縫う怪我」と態様が一致するもの)は、照度不足で作業をしている最中に発生したものではなく、現場監督員が、仮設照明による照度等が確保された現場内を移動中に発生した事象です。

(通報を却下されたとの指摘について)

- 報告書では、「照度不足での作業による怪我」の事案に関する通報がなされたにもかかわらず、JSCは、本人からの通報でないという理由で、通報を却下したと指摘しています。
- 個別事案の処理状況等をお答えすることについては、個人の利害が関係する個別具体的な紛争を処理するという手続の性質上、差し控えさせていただきますが、JSCが設置している「持続可能性に配慮した調達コード」に係る通報受付窓口では、公表している業務運用基準（以下「運用基準」という。）のとおり、具体的な負の影響を受けた方からの通報だけではなく、代理人を通じての通報も認められています。労働団体等からの通報について、本人からの通報でないという理由のみで、通報を却下する仕組みとはなっておりません。
- 同じく運用基準のとおり、窓口に通報が寄せられた場合、定められた必要記載事項が記載されているかどうかを確認し、記載内容に不備がある場合は、通報の書面を補正していただくようお願いしています。そうした手続を経ず、直ちに、通報の処理手続を進めないと判断して通知しているということはありません。

(建設現場での情報統制との指摘について)

- 報告書では、新国立競技場の情報統制が厳しく（例：職場での写真撮影は許可されていない）、労働・安全課題への対処が難しくなったと指摘しています。
- 新国立競技場の建設現場では、従前より、JSCと受注者間の守秘義務の定めを踏まえ、受注者のセキュリティルールに則り、工事現場内の情報の取扱いについても適切に管理しています。
- このため、工事で知り得た情報を無断で開示することや業務以外の目的で無断で写真撮影を行うことは認めておりませんが、安全や品質などの確認のために写真撮影が必要な場合のみ撮影を許可しています。

(JSCの通報受付窓口が日本語のみとの指摘について)

- 報告書では、JSCの通報受付窓口は日本語のみとなっていると指摘しています。
- JSCに設置している通報受付窓口は、通報言語を日本語としていますが、2019年3月に運用基準を改定し、英語についても対応しており、その旨を公表しています。

(安全保護具（ヘルメットなど）を自分で購入しないといけない労働者がいたとの指摘について)

- インタビューを受けた2名の作業員（一人親方すなわち個人事業主と思われる）が自ら安全保護具を購入したと指摘しています。これに基づき、BWIは、こうした一人親方についても、安全保護具は元請会社から支給されるべきとしています。
- まず、現場作業にあたっての安全保護具の支給・貸与及びその負担は、労働者を雇用する会社（使用者）と労働者間での労働条件の取り決めによるものです。
- また、日本の法令では元請会社が安全保護具を一人親方に支給することを規定しておらず、一人親方であれば一般的に安全保護具を自ら購入して作業に従事しているものと認識しています。 (2019年7月31日追記)

2. 指摘が特定される必要のあることについて

- 報告書には、新国立競技場の名称を明示して指摘しているもの以外にも、建設現場が特定されていない指摘があり、報告書に記載されている情報だけでは事実関係を確認することが難しいと考えております。
- 事実関係の確認に当たっては、具体的な事案の特定が必要であることから、組織委員会、東京都及びJSCの三者の間で対応方針を協議し、三者連名により、2019年6月4日付け文書により、BWIに対して事案の特定に必要な詳細情報の提供を依頼したところです。
- 今後、BWIから更なる情報を提供していただいたうえで、新国立競技場の建設現場に関連する場合は、受注者に対し事実確認を行うなど適切に対応してまいります。

3. 新国立競技場建設現場における健康管理に係る取組について

- JSCにおいては、従前より、各事業者において、関係法令等を遵守の上、適切な労務管理を行っていただくよう、受注者を通じて、重ねて要請しています。
- 受注者においては、従前より、法令遵守の徹底及び作業員の適切な健康管理等を指導するとともに、各事業者に対して入退出記録の提供や現場内詰所の原則20時閉鎖を継続して実施するなどし、作業員の時間外労働の短縮化を促進しています。また、建設現場内に、看護師が常駐する健康相談室や休憩所・シャワー室等を設置し、安心かつ快適に働ける職場環境の整備に努めています。
- このことについては、JSCは、関係省庁、発注者、建設業界関係者で構成する「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事安全衛生対策協議会」において、取組状況を毎回報告しています。